

長崎市の景観まちづくり

— 多彩な物語を育む長崎の景観づくり —



平成30年4月

長崎市まちづくり部景観推進室

1. 景観計画区域

長崎市全域を「景観計画区域」に設定しています。特に歴史的な特徴のある地区など、重点的に景観の保全や誘導を行う地区を「景観形成重点地区」、それ以外の区域を「一般地区」とします。



| 区分 | | 区域 | 施行日 |
|------|----------|-------------|-------------|
| 特定地区 | 一般地区 | 特定地区を除く市内全域 | 平成 23 年 4 月 |
| | 景観形成重点地区 | 東山手・南山手地区 | 〃 |
| | | 中島川・寺町地区 | 〃 |
| | | 館内・新地地区 | 〃 |
| | | 平和公園地区 | 〃 |
| | | 外海地区 | 平成 24 年 4 月 |
| | | 深堀地区 | 〃 |
| | | 高島北溪井坑跡地区 | 平成 26 年 4 月 |

2.届出が必要となる行為

下記に該当する場合は、長崎市景観条例に基づく届出が必要になります。

| 【一般地区】（大規模な建築物等の建築行為等に届出が必要になります。） | | | |
|--|---|---|--|
| 建築物の建築等 （新築・増改築塗替え【同色へ塗替え含む】等） | 工作物の建設等 | 開発行為・土石の採取 | |
| ・高さ 20m(市街化区域外 13m)を超えるもの ・延べ面積の合計が 3,000 m ² を超えるもの ・特殊建築物(共同住宅・寄宿舎を除く)で延べ面積合計が 500 m ² を超えるもの [外観を変更する場合] ・上記の建築物で、外観を変更する部分が、屋根又は外壁全面の 1/2 を超えるもの | ・高さが 10mを越えるもの ・建築物と一体となって設置される場合、建築物を含めての高さが 20m を超えるもの | ・面積が 3,000 m ² 以上のもの ・法面の高さが 5mを超えるもの | |
| | | 土砂等の堆積 | |
| 【景観形成重点地区】（小規模なものを除く全ての建築行為等に届出が必要になります。） | | | |
| 建築物の建築等 （新築・増改築・塗替え等） | 工作物の建設等 | 開発行為・土石の採取 | 土砂等の堆積 |
| ・高さが 5mを超えるもの ・外観面積又は延べ面積の合計が 10 m ² を超えるもの | ・工作物の種類で異なる (例)塀、柵、擁壁等は、高さが 1.5m、長さが 5mを超えるもの | ・土地の面積が 1,000 m ² 以上のもの ・法面又は擁壁の高さが 1.5m を超えるもの | ・土地の面積が 50 m ² 、又は堆積高さが 1.5m を超えるもので、その期間が 30 日を超えるもの |

●対象工作物

| | |
|---|-------------|
| ・門、塀、垣、さく、金網、擁壁その他これらに類するもの | ・日よけテント及び藤棚 |
| ・煙突 | ・高架水槽 |
| ・装飾塔、電波塔その他これらに類するもの | ・立体駐車場 |
| ・アスファルトプラント、コンクリートプラント及びクラッシャープラント | |
| ・石油、ガス、LPG、穀物又は飼料を貯蔵する施設 | |
| ・メリーゴーランド、観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの | |
| ・街灯及び照明灯 | |
| ・彫刻及びモニュメント | |
| （変圧器等の地上機器等） ・自動販売機及びその附帯施設 ()内は、景観形成重点地区の場合 | |
| ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの | |
| ・エスカレーターで屋外に設けるもの | |
| ・風力発電施設 | |

●届出の適用除外行為（主なもの）

①景観法第 16 条第 7 項各号及び景観法施行令で定められているもの

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの。
 - ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等・仮設の工作物の建設等
 - ・除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為等
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為。
- 文化財保護法や文化財保護法施行令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為。
- 長崎市屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置。

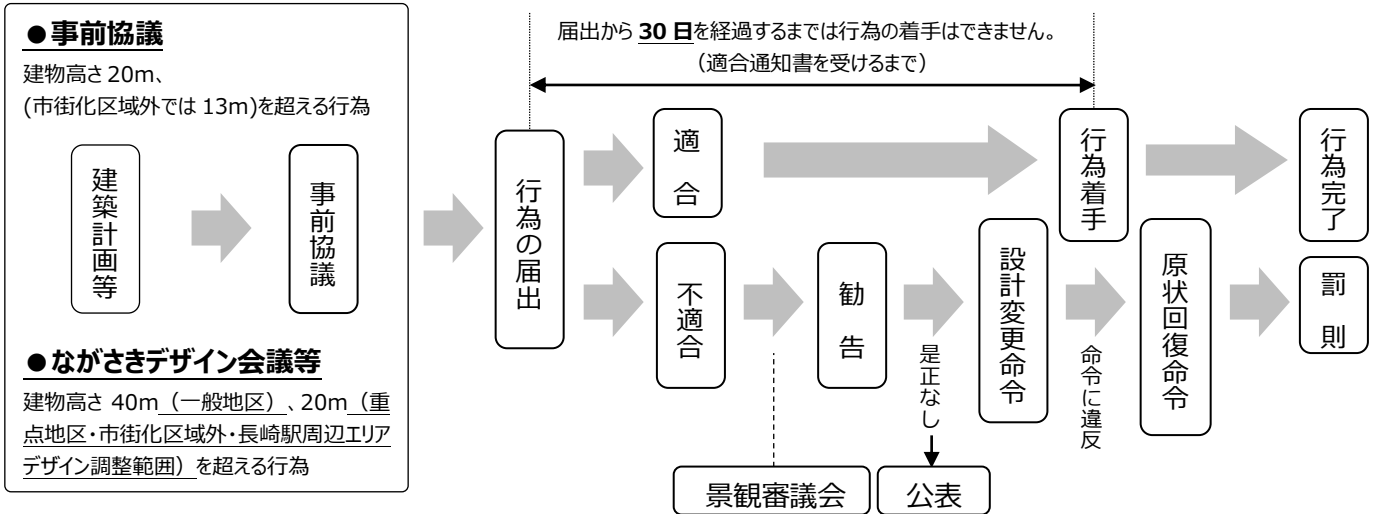
②長崎市景観条例で定められているもの

- 仮設の建築物に係るもので、当該仮設の建築物の設置期間が90日以内（景観形成重点地区にあつては、30日以内）であるもの。
- 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為。
 - (ア)長崎市文化財保護条例、(イ)長崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例、(ウ)長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例、(エ)長崎県文化財保護条例、(オ)長崎県風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく許認可等

3.届出の手順

「届出が必要な行為」に該当する場合は、届出書を提出し、景観形成基準への適合審査を受ける必要があります。また、景観に影響を与える恐れのある大規模な建築物の届出を行う場合は、設計の手戻り等が生じないように事前協議をお願いします。

届出等の手続きが正しく行われなかったり、届出内容が基準に合致していなかったりした場合、景観行政団体である市は景観形成基準に基づき、助言・指導を行います。景観形成基準に適合しない場合は、景観法に基づく勧告・変更命令・罰則が適用される場合があります。



表：届出に必要な書類

| 分類 | 書類名称（設計図書には縮尺を明記すること） | 部数 |
|---------|--|----------------------------|
| 共通 | 届出書／付近見取図／現況写真／配置図／景観形成の配慮事項に係る対応説明書／その他参考となるべき事項を記載した図書（適宜） | 正本 1 部 副本 1 部 合計 2 部 |
| 建築物／工作物 | 各階平面図／立面図（彩色されたもの・マンセル番号記載・立面 4 面以上）／断面図／色見本等（仕上げ材のカタログ等） | |
| 開発行為など | 設計図書又は施行方法を明らかにする図面 | |

4.景観形成基準

良好な景観形成のための主な行為の制限等は、次のとおりです。詳しい内容は長崎市景観計画をご覧ください。なお、景観形成基準は長崎市景観計画の施行（平成 23 年 4 月）以前からある建物には適用されませんが（既存不適格）、新築や増改築、塗り替え等の行為を新たに行う場合には適用されますので、ご注意ください。

●一般地区の場合

| | |
|------|---|
| 方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○長崎市全体における広域的な景観の形成を推進し、全市における景観の向上を図る。 ○周囲のまちなみや自然等との調和に配慮した建築物等の高さとする。 ○行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。 |
| 主な基準 | <ul style="list-style-type: none"> ○主要な眺望場所からの眺望を著しく阻害しない。 ○色彩基準や形態・意匠の基準を定めます。（下図：色彩基準の例） |

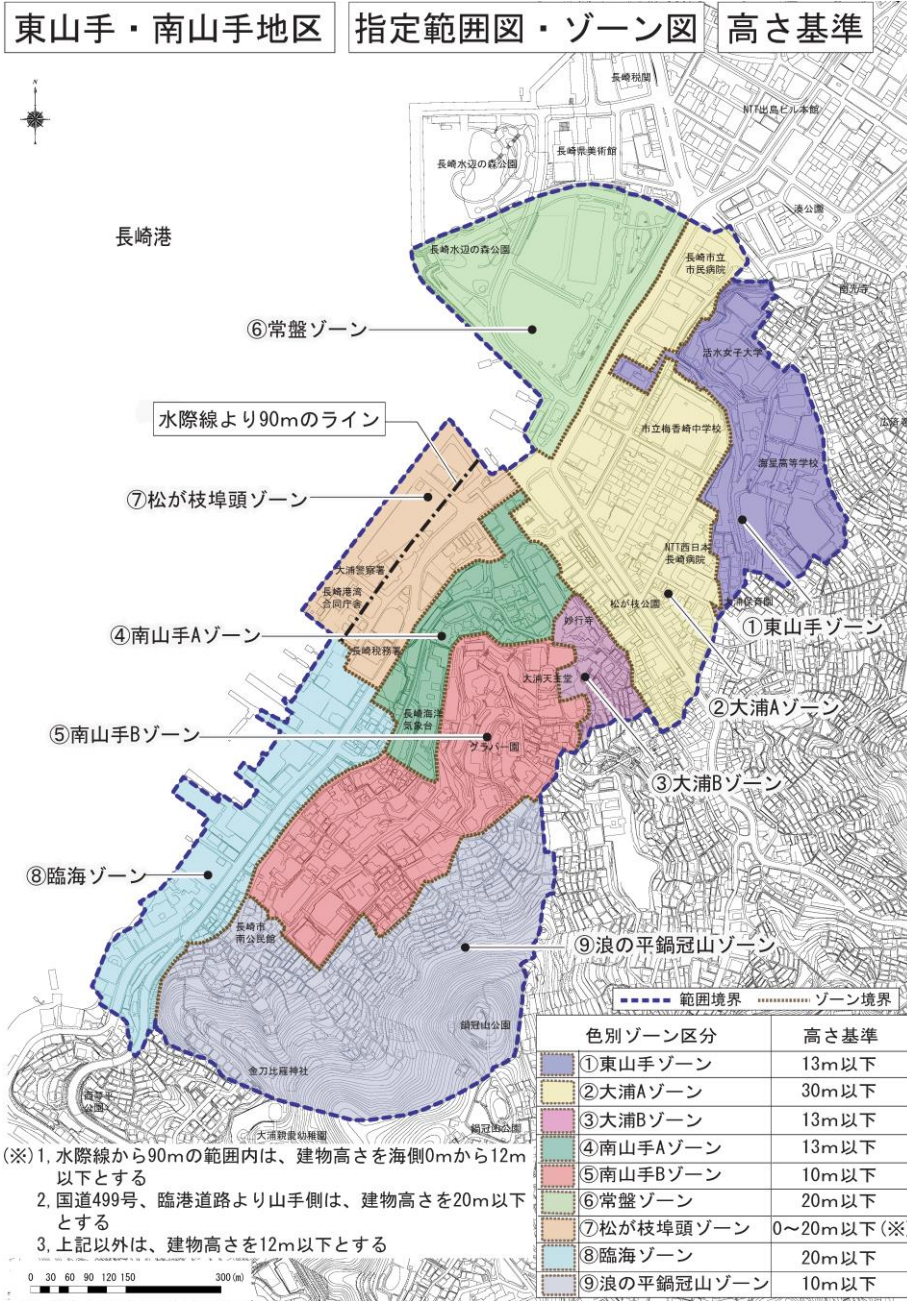
●重点地区の場合

東山手・南山手地区 景観形成重点地区

方針

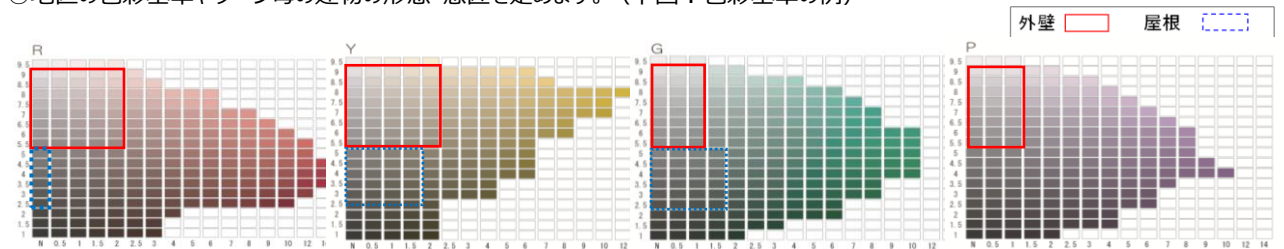
- 洋館を中心とする歴史的遺産を継承するとともに、それらを活かした景観づくりを進めます。
- 歴史的資源や眺望場所をつなぐ、歩いて楽しい道路空間づくりを進めます。

区域とゾーン



主な基準

- ゾーン毎に、建物高さの基準を定めます。(上図による)
- 地区の色彩基準やゾーン毎の建物の形態・意匠を定めます。(下図：色彩基準の例)

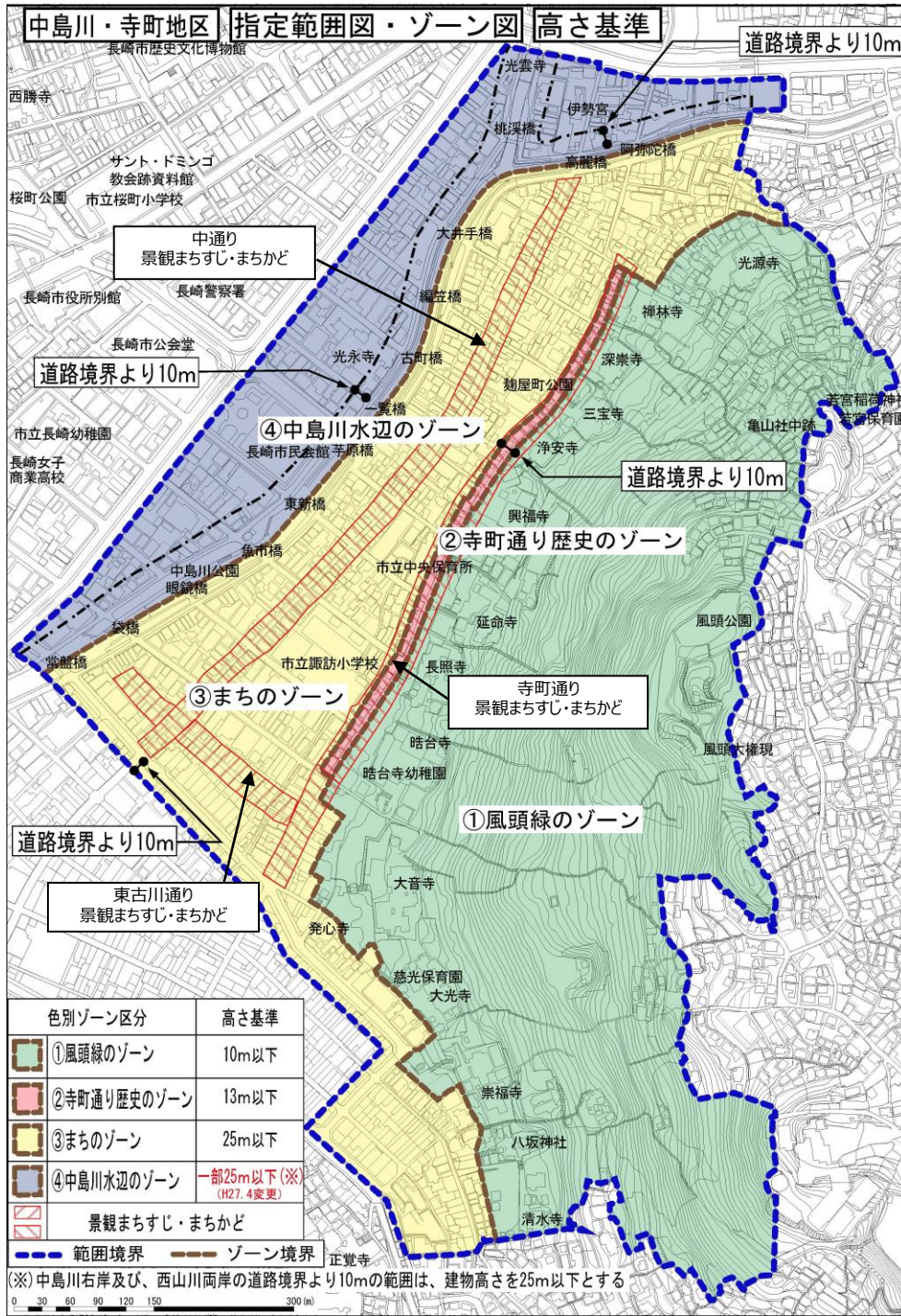


中島川・寺町地区 景観形成重点地区

方針

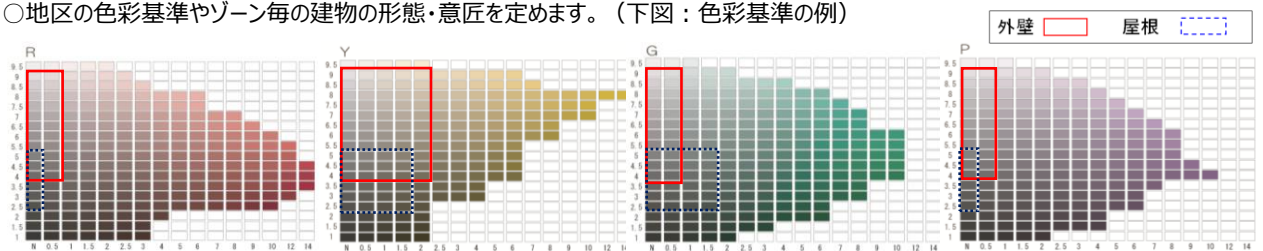
- 都市的な賑わい、楽しさを演出する伝統、文化に裏づけられ、ゆとり、うろおいのある都市景観の形成を図る。
- 地域の個性をいかして、多彩な表情、場の景観がストーリー性豊かに表現される景観形成を図る。
- 訪れるひとにとってわかりやすく、親しみのもてる景観形成を図る。

区域とゾーン



主な基準

- ゾーン毎に、建物高さの基準を定めます。(上図による)
- 地区の色彩基準やゾーン毎の建物の形態・意匠を定めます。(下図：色彩基準の例)

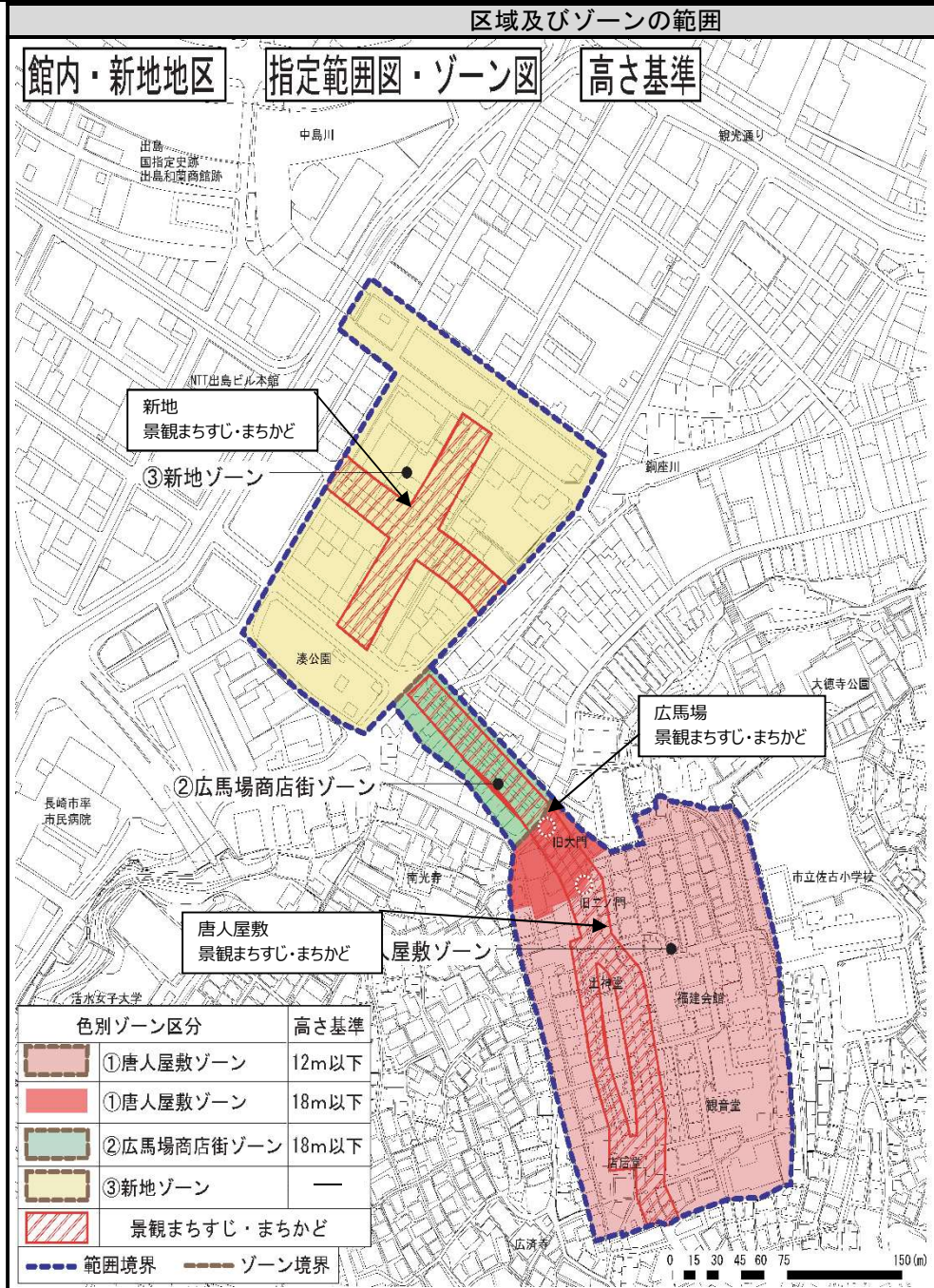


館内・新地地区 景観形成重点地区

方針

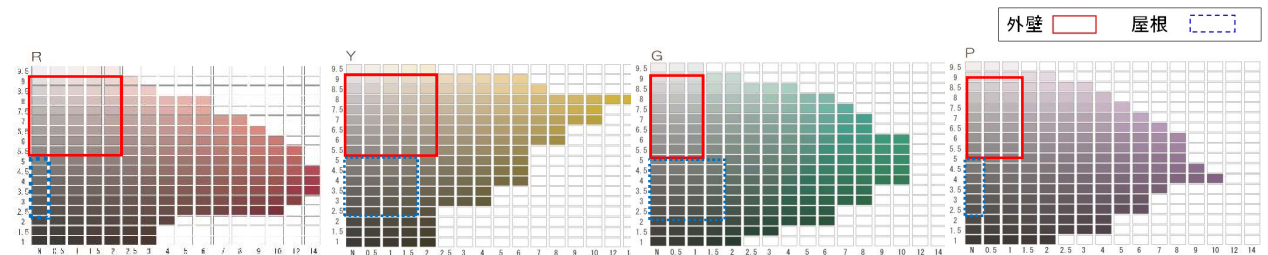
- 日本と中国の歴史的交流を象徴する地区であり、歴史的な特徴をまもり、そで、まとまりある地区景観を形成する。
- 坂の町での「住みあう」人々の暮らしを継承し、地区の特性を生かした景観の形成を行う。
- 中華街・商店街としての賑わいと雰囲気継承し、その良さを活かした特色あるまちなみを形成する。

区域とゾーン



主な基準

- ゾーン毎に、建物高さの基準を定めます。(上図による)
- 地区の色彩基準やゾーン毎の建物の形態・意匠を定めます。(下図：：広馬場商店街ゾーンの色彩基準の例)

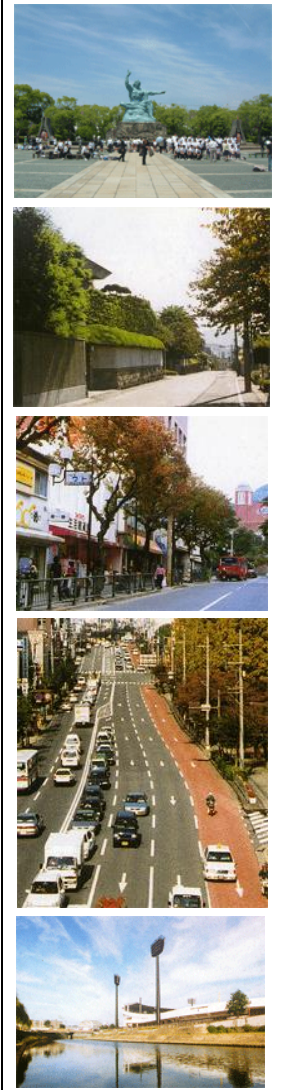
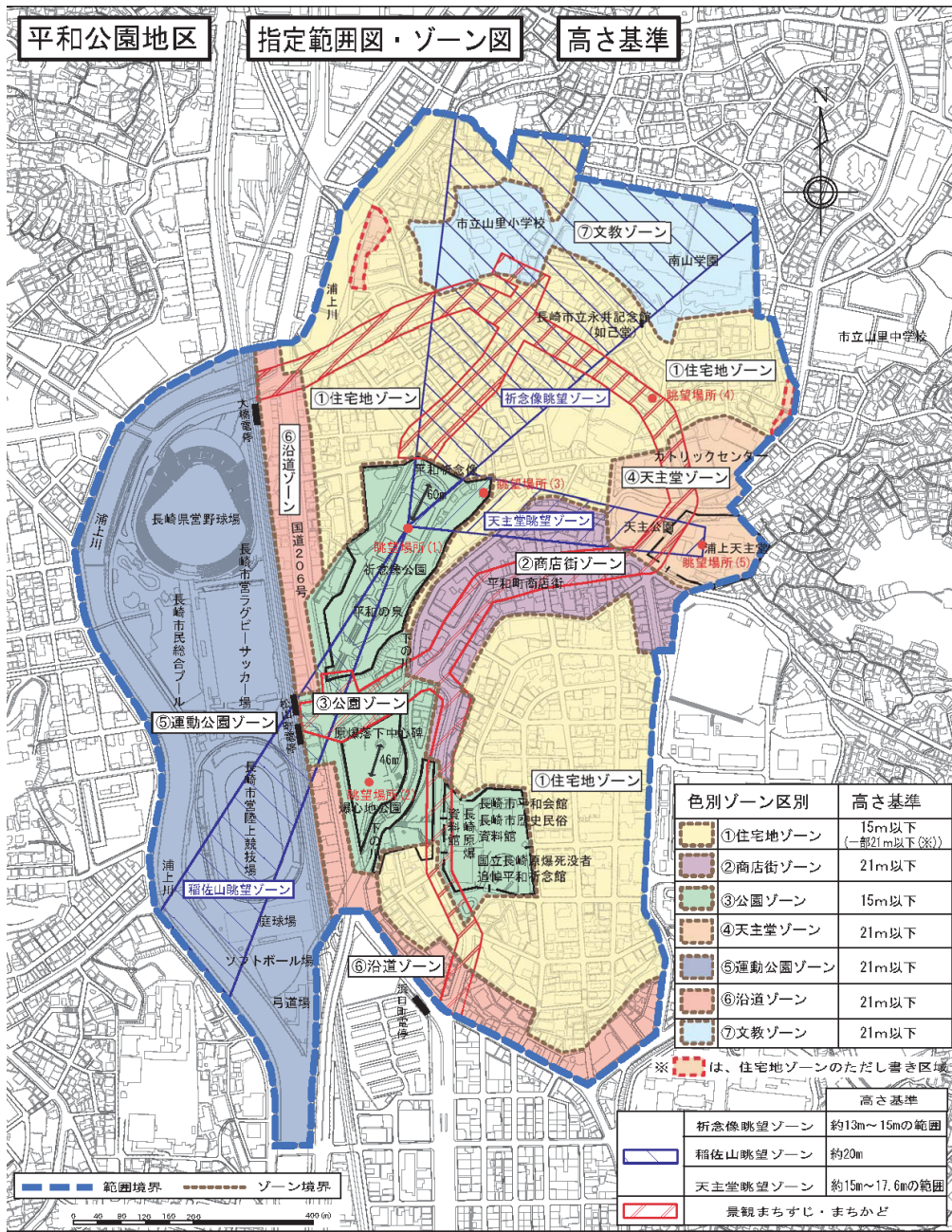


平和公園地区 景観形成重点地区

方針

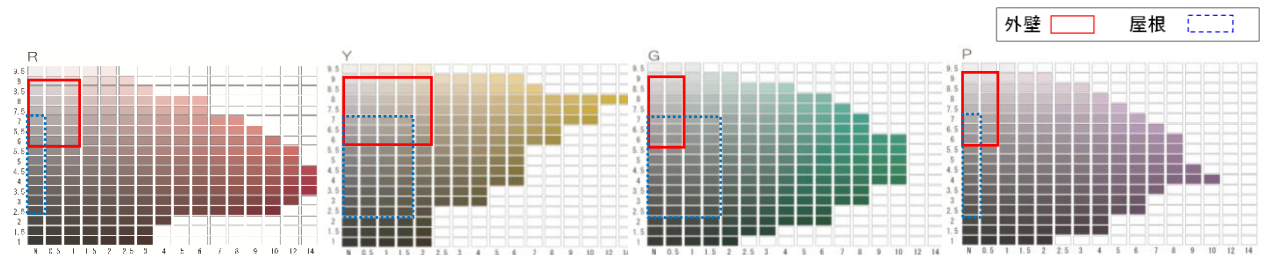
- 被爆遺構、平和を祈念する施設を中心に被爆の実態を後世に伝え、恒久平和を訴えていく舞台として、世界に誇れるまちづくりを図る。
- 地域内を一体的に回遊できるように、わかりやすいまちかど、優しいまちすじを創出し、潤いと親しみのあるまちづくりを図る。
- 住宅地の中にも観光的要素が混在するため、住民にとっては暮らしやすく、来訪者にとっても快適な印象を与えるまちづくりを図る。

区域とゾーン



主な基準

- ゾーン毎に、建物高さの基準を定めます。(上図による)
- 地域全体の色彩基準やゾーン毎の建物の形態・意匠を定めます。(下図：色彩基準の例)



外海地区 景観形成重点地区

方針

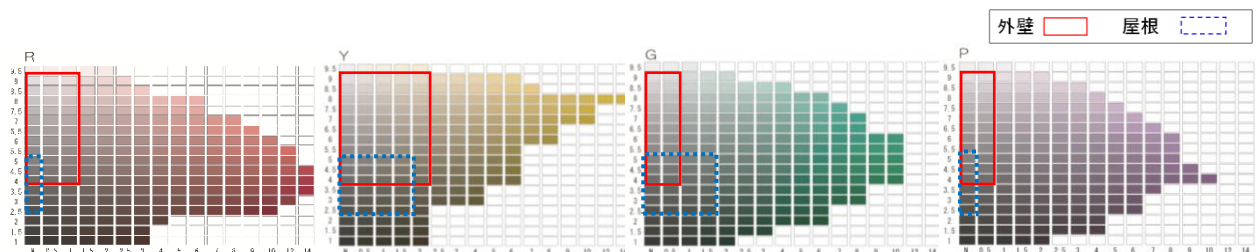
- 落ち着いた家並みのたたずまいを守り育てる。
- 斜面地形の特徴を守り育てる。
- 身近な環境の緑を保全し、緑化を進める。
- 海岸や山林等の自然景観を保全する。
- 眺望景観を守り育てる。

区域とゾーン



主な基準

- ゾーン毎に、建物高さの基準を定めます。(上図による)
- 地区の色彩基準やゾーン毎の建物の形態・意匠を定めます。(下図：色彩基準の例)

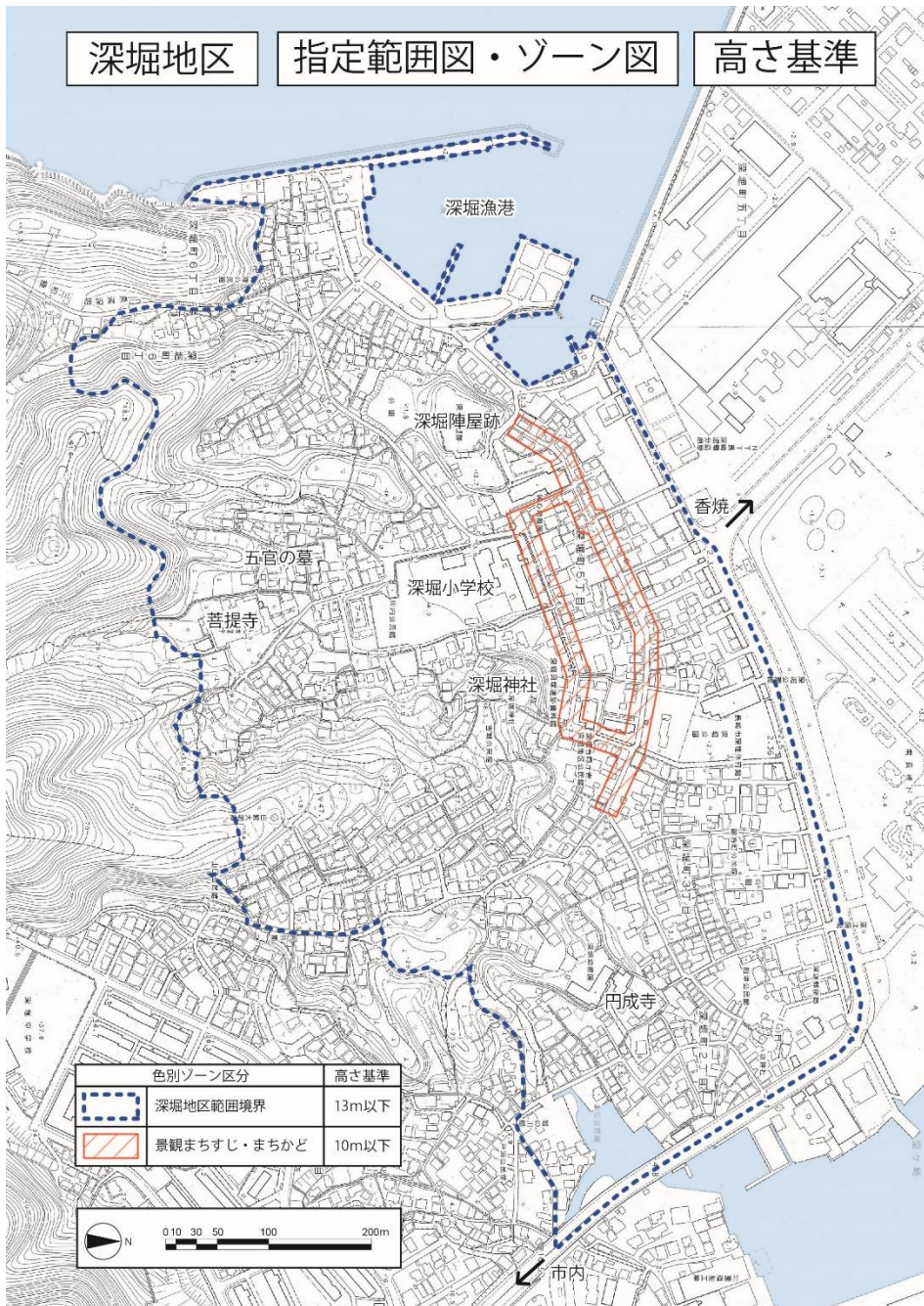


深堀地区 景観形成重点地区

方針

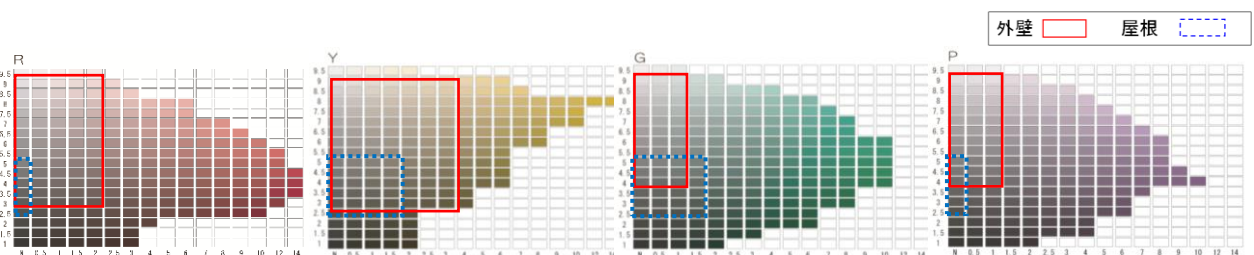
- 武家屋敷跡や石塀を中心とする歴史的遺産を継承し、かつての城下町としての趣を感じさせる、歩いて楽しいまちなみの形成を図る。
- 陣屋跡等の眺望点からの眺めを確保し、城山や深堀漁港といった周辺の自然環境と一体となった景観形成を図る。
- 低層を主体とした住宅により構成される、落ち着いたある住宅地の景観形成を図る。

区域とゾーン



主な基準

- ゾーン毎に、建物高さの基準を定めます。(上図による)
- 地区の色彩基準やゾーン毎の建物の形態・意匠を定めます。(下図：色彩基準の例)

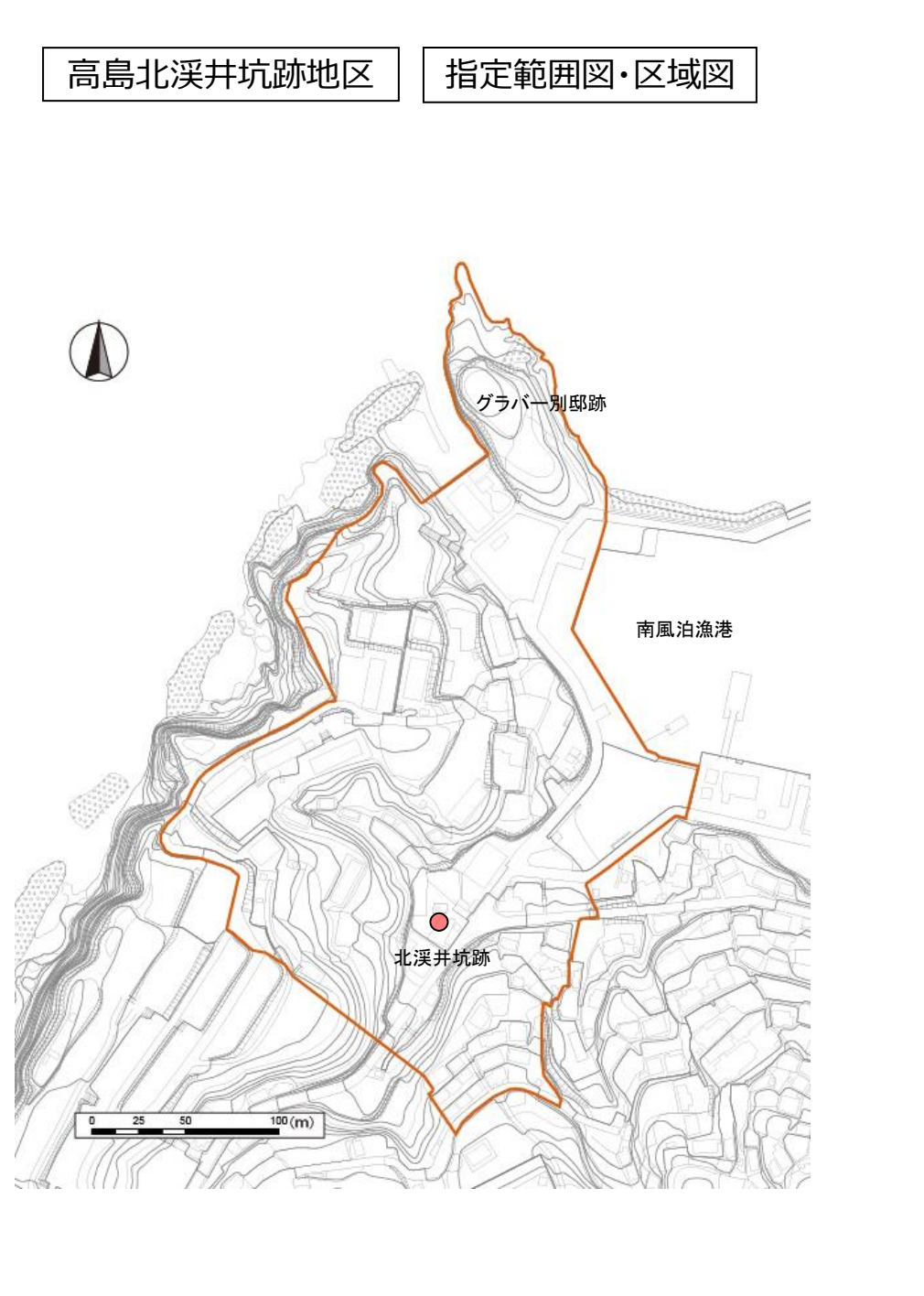


高島北溪井坑跡地区 景観形成重点地区

方針

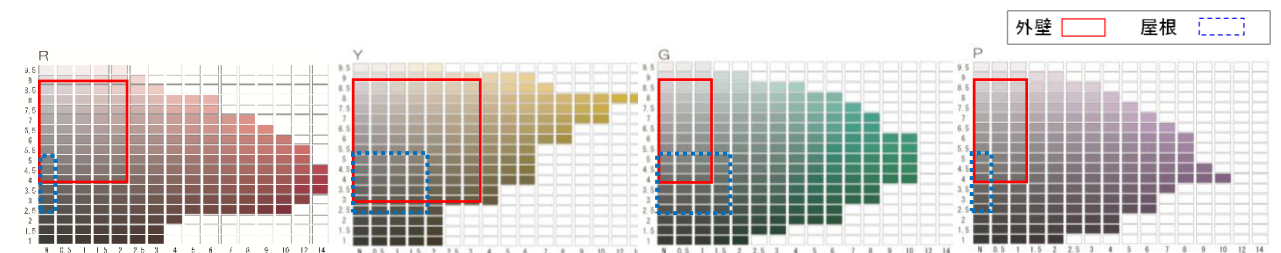
- 北溪井坑跡及びグラバー別邸周辺の景観を大きく改変しない。
- 海岸や山林等の自然環境に調和した景観形成を図る。

区域とゾーン



主な基準

- 地区の色彩基準や建物の形態・意匠を定めます。（下図：色彩基準の例）



5. 景観重要建造物

景観重要建造物の指定制度は、平成 16 年に制定された景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（建築物及び工作物）の外観が景観上の特徴を有し、地域の景観形成に重要なものについて、長崎市長が当該建造物の所有者に意見を聞いて、長崎市景観審議会の答申を得た上で指定を行う制度です。

指定を受けた建造物には、相続税に係る適正な評価や、建造物の外観の修理・修景に係る補助制度が活用できます。また、所有者等の適正な管理義務のほか、増築や改築、外観の変更には市長の許可が必要になります。

● 助成の種類

| 助成の対象となる経費 | 助成率（助成限度額） |
|--|--------------|
| 基本設計及び実施設計に係る費用 | 1 / 3（100万円） |
| 建築物（門及び塀を除く。）の新築、増築、改築又は大規模な修繕若しくは模様替えに係る工事費のうち外観に係る費用 | 1 / 2（200万円） |
| 門及び塀の新築、増築、改築又は大規模な修繕若しくは模様替えに係る工事費のうち外観に係る費用 | 1 / 2（100万円） |
| 擁壁及び石垣の新築、増築、改築又は大規模な修繕若しくは模様替えに係る工事費のうち外観に係る費用 | 1 / 3（200万円） |
| 建築設備の隠ぺいの工事費に係る費用 | 1 / 2（50万円） |
| 金網及びさくの新築、増築、改築又は大規模な修繕若しくは模様替えに係る工事費のうち外観に係る費用 | 1 / 3（50万円） |
| 外観の過半にわたる色彩の変更に係る費用 | 1 / 2（100万円） |
| 建築物等と一体となり景観を形成する樹木の植栽及び移植並びにその他空地の整備に係る費用 | 1 / 2（30万円） |



写真：池上正則氏住宅（東山手・南山手地区）

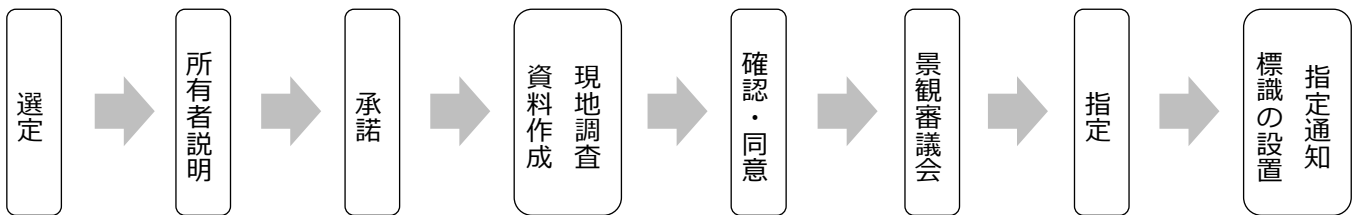


写真：樋口家表門及び石塀（深堀地区）

※ただし、同一敷地内における助成金の額は毎年度300万円以内を限度とします。

● 指定までの流れ

長崎市が景観重要建造物の指定候補を選定します。また、長崎市景観条例で定める景観整備機構や建造物所有者からの提案も可能です。指定を受けることで上記の助成を受けることができます。



● 景観重要樹木について

景観重要建造物と同様に、地域の景観上重要な樹木についても景観重要樹木として指定することが可能です。

● その他の修景助成制度

建築物を新築したり既存のものを改修したりする際でも、一定の基準を満たす場合、修景にかかる費用の一部について助成が受けられる場合があります。「中島川・寺町地区景観形成重点地区」や「館内・新地地区景観形成重点地区」内の一部に「まちなみ整備助成制度」があります。その他にも、緑化に関する補助金もあります。詳しい内容についてはお問い合わせください。

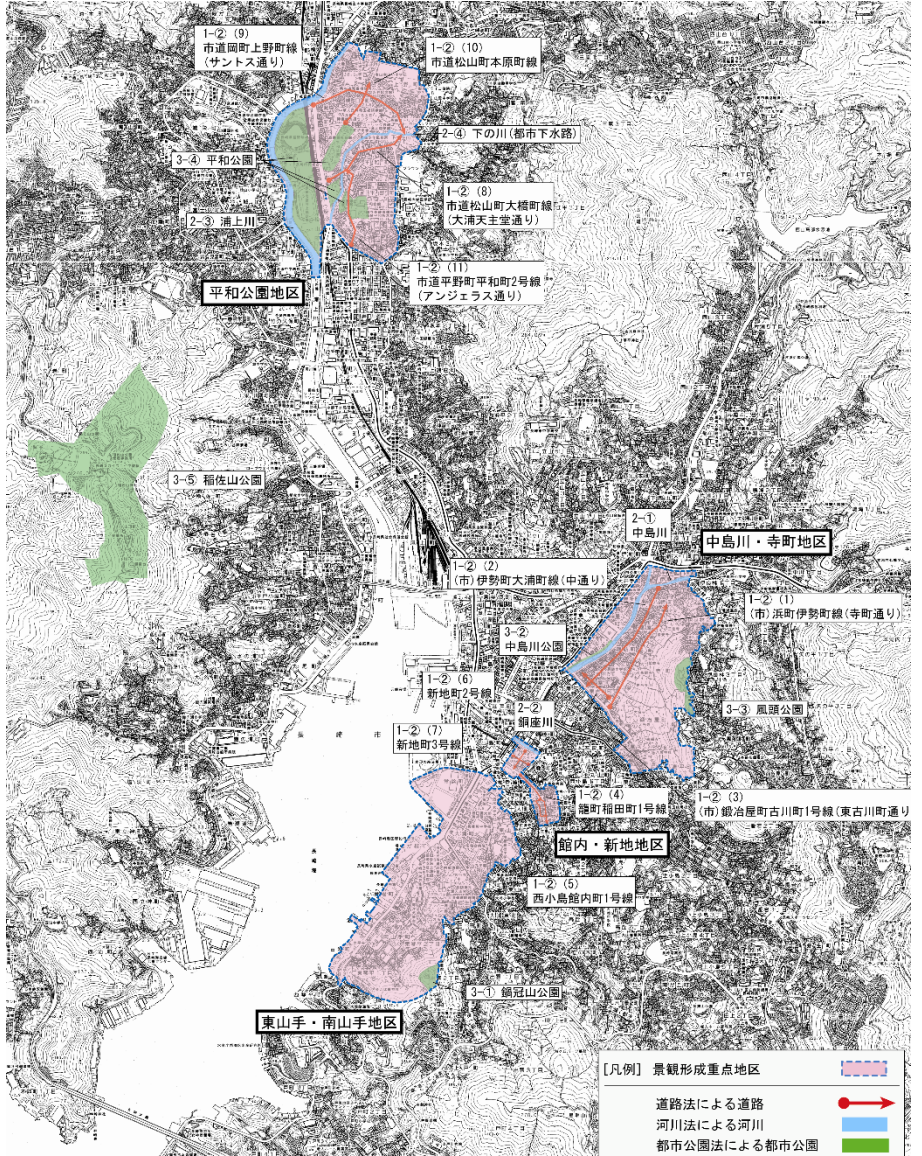
6.景観重要公共施設

道路や公園、河川、海岸、港湾、漁港などの公共施設は、長崎市の景観を構成する重要な要素であり、地域の景観の骨格を形づくっています。このような重要な公共施設について、景観計画において「景観重要公共施設」として位置づけ、整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めることで、公共施設とその周辺の自然やまちなみ等が一体となった良好な景観形成を総合的に推進できるようになります。

表：景観重要公共施設一覧

| 名称 | |
|-------------------|-------------|
| 道路法による道路 | |
| 1-① 市内各地域を結ぶ主要な道路 | |
| (1)国道34号 | (5)国道324号 |
| (2)国道202号 | (6)国道499号 |
| (3)国道206号 | (7)(県)深堀三和線 |
| (4)国道251号 | (8)(県)野母崎宿線 |
| 港湾法による港湾 | |
| ①長崎港(県) | ⑦古里港(県) |
| ②茂木港(県) | ⑧神ノ浦港(県) |
| ③太田尾港(県) | ⑨池島港(県) |
| ④伊王島港(県) | ⑩小口港(県) |
| ⑤高島港(県) | ⑪東望港(県) |
| ⑥脇岬港(県) | |
| 漁港漁場整備法による漁港 | |
| ①長崎漁港(県) | ⑩沖の島漁港(市) |
| ②式見漁港(県) | ⑪南風泊漁港(市) |
| ③野母漁港(県) | ⑫深堀漁港(市) |
| ④樺島漁港(県) | ⑬蚊焼漁港(市) |
| ⑤出津漁港(市) | ⑭野野串漁港(市) |
| ⑥黒崎漁港(市) | ⑮為石漁港(市) |
| ⑦相川漁港(市) | ⑯戸石漁港(市) |
| ⑧手熊漁港(市) | ⑰網場漁港(市) |
| ⑨福田漁港(市) | |

図：景観重要公共施設の位置（景観形成重点地区内）



写真：市道伊勢町大浦町線（中通り）

| 名称 | | 名称 | | |
|-----------------|---------|------------|--------------|---------|
| 景観形成重点地区内の主要な道路 | | 河川法による河川など | | |
| (1)市道浜町伊勢町線 | 中島川・寺町 | 寺町通り | ①中島川 | 中島川・寺町 |
| (2)市道伊勢町大浦町線 | | 中通り | ②銅座川 | 館内・新地 |
| (3)市道鍛冶屋町古川町1号線 | | 東古川町通り | ③浦上川 | 平和公園 |
| (4)市道籠町稲田町1号線 | 唐人屋敷ゾーン | ④下の川 | | |
| (5)市道西小島館内町1号線 | 館内・新地 | 広場商店街ゾーン | 都市公園法による都市公園 | |
| (6)市道新地町2号線 | | 新地ゾーン | ①鍋冠山公園 | 東山手・南山手 |
| (7)市道新地町3号線 | | | ②中島川公園 | 中島川・寺町 |
| (8)市道松山町大橋町線 | 平和公園 | 大浦天主堂通り | ③風頭公園 | 平和公園 |
| (9)市道岡町上野町線 | | サントス通り | ④平和公園 | |
| (10)市道松山町本原町線 | | | ⑤稲佐山公園 | 一般地区 |
| (11)市道平野町平和町2号線 | | アンジェラス通り | | |

7.長崎駅周辺エリアデザインの取り組み

平成 34 年度予定の新幹線の開業に伴い、大きくまちなみが変わる長崎駅周辺エリアを対象として、「新しい長崎の玄関口」にふさわしい魅力あるまちなみ景観と、機能的な都市空間を創りだすため、今後、エリア内で整備される駅や駅前広場、道路、建築物や工作物など、空間を構成する様々なもののデザインについて、市民・事業者・行政が共有すべき方針や心得などを「長崎駅周辺エリアデザイン指針」として定めています。

●運用しているガイドライン

- ・長崎駅周辺エリアデザイン指針（平成 27 年 3 月策定）
- ・長崎駅周辺まちづくりガイドライン（平成 28 年 3 月策定）

図：調整範囲



表：デザイン指針の調整対象

| | 長崎駅周辺エリアデザイン 調整会議に諮る案件 | ながさきデザイン会議に 諮る案件 | 適用除外となる案件 |
|---------------------|--|--|---|
| (橙の範囲) ① 区画整理区域内 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業等（対象施設） ・次のいずれかのうち、座長が必要と認めるもの <ul style="list-style-type: none"> ①敷地面積 500 m²を超える建築行為等 ② T M線や歩行者専用道路に接する敷地における建築行為等 ③仮設建築物等 | <ul style="list-style-type: none"> ・調整会議に諮る案件に該当しないもの | <ul style="list-style-type: none"> ・施行日（平成 27 年 4 月）までに設計が完了しているもの |
| (緑の範囲) ② 区画整理区域外 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業等（対象施設） ・高さ 40mを超える建築行為等のうち、座長が必要と認めるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの建築行為等のうち、調整会議に諮る案件に該当しないもの <ul style="list-style-type: none"> ①高さ 20mを超えるもの ②延べ面積 3,000 m²を超えるもの | — |
| 以記上 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 40mを超える建築物の建築、改築等 | — |

※ただし、座長が必要と認めるものはこの限りではない。

※建築行為等とは、建築物及び工作物の新築、新設、増改築、外壁全面の 1/2 を超える意匠の変更（色彩の変更、模様替えを含む）等を指す。

※土地区画整理事業区域内においては、屋外広告物についてもデザイン調整を行う。

8.環長崎港夜間景観向上基本計画

平成 29 年 5 月、長崎の歴史や文化を感じ、市民に愛されるふるさとの風景となる夜景づくりを通じて「世界一の夜景都市」となることを目指し、環長崎港夜間景観向上基本計画を策定しました。建築物の新築や改修等を行う場合は、本計画を参考にして、長崎市の夜間景観の向上にご協力をお願いします。

●長崎夜景のコンセプト

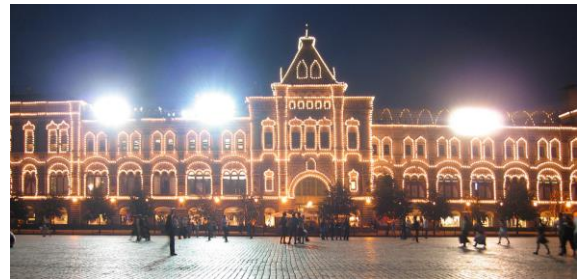
景観基本計画における景観類型や現地調査等により、以下の3つのコンセプトを設定します。

- (1) 港へ流れ込む輝き
- (2) おおらかに彩られたまち
- (3) 祈りを誘う灯り

●長崎における都市照明のための7つの視点

コンセプトを実現するため、基本的に求められる品質を「長崎における都市照明のための7つの視点」として示します。

- (1) 快適な陰影…適光適所の心地よさを追求する。
- (2) 適正な色温度対比…まちの個性に寄り添う。
- (3) グレアフリー…目に優しく美しい景観をつくる。
- (4) 鉛直面の明るさ…まちなみを印象付ける。
- (5) 演色性への配慮…まちの表情を豊かに見せる。
- (6) 高効率照明器具…エコロジカルで経済的に照らす。
- (7) オペレーション…季節や時間を感じさせる。



写真：グレア（不快なまぶしさ）がひどい例

●夜間景観向上のためのガイドライン

- (方針1) 遠景の夜景みがき…斜面市街地の灯りの整備、水際線の顕在化を進めます。
- (方針2) 中・近景の夜間景観づくり…中心市街地の10の重点エリアについて、エリアの特性に基づき基本原則の設定、ランドマークの灯りの整備（点づくり）、軸線の灯りの整備（線づくり）を重点的に進めます。

●重点エリアのコンセプト

- (1) 平和公園エリア「平和を希う光」
- (2) 出島エリア「歴史の記憶をたどる光」
- (3) 西坂・諏訪の森エリア「愛と祈りと安らぎの光」
- (4) 中島川・寺町エリア「伝統と町を繋ぐ絆の光」
- (5) 丸山エリア「路地の風情に誘われる光」
- (6) 館内・新地エリア「華やかさと暮らしとが共存する光」
- (7) 東山手・南山手エリア「居留地文化を育む光」など



図：出島の夜間景観イメージ

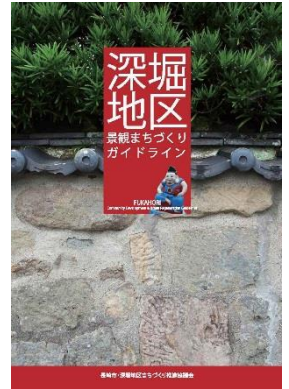


図：中島川公園の夜間景観イメージ

9. その他のガイドライン

景観法に基づく景観形成基準以外にも、地域の実情に応じた特色ある景観形成を行うため、関係者との協働により建築物のデザイン等について細かな指針（ガイドライン）を作成している地区があります。基準に法的拘束力はありませんが、可能な限りガイドラインに沿った景観形成をお願いしております。詳しくはお問い合わせください。

- ・深堀地区景観まちづくりガイドライン（平成 26 年 3 月策定）



写真：深堀地区景観まちづくりガイドライン

10. 景観まちづくり活動助成金

地域における景観形成の推進を目的として組織され、定期的な活動を 6 ヶ月以上継続している団体を「景観まちづくり団体」として認定し、活動経費の一部を **3 年間に限り、年間 20 万円** を限度として助成を行っています。

● 認定されるための要件

- ・その活動が、当該地域の多数の住民に支持されていると認められること
- ・その活動が、関係人の所有権その他の財産権を不当に制限しないこと
- ・市長が定める要件を具備する団体規約が定められていること



写真：長崎市の景観まちづくり団体等が開催した「開港 5 都市景観まちづくり会議 長崎大会」の様子

11. 長崎市都市景観賞

長崎市都市景観賞は、自然環境を生かし、歴史的な文化遺産を継承しながら、人間のふれあいのある都市、洗練されたまちづくりに寄与する建築物などに対して贈られる賞です。

長崎らしい魅力あるまちづくりを進めるため、長崎の歴史的背景と地理的特色を活かし、周囲のまちなみや雰囲気と調和した作品に賞を贈ることにより、市民の都市景観に対する関心を高め、よりいっそう快適で美しいまちなみを守り育てていこうという趣旨で開催しています。

表：2017 第 20 回都市景観賞の表彰作品

| 賞 | 部門 | 作品名 |
|--------------|---------|------------------------------|
| 都市景観賞 | 大きな建物部門 | 済生会長崎病院 |
| | 小さな建物部門 | あたご保育園 |
| | 歴史のある部門 | カトリック黒崎教会 |
| | 夜間景観部門 | 十八銀行本店 |
| 都市景観賞 奨励賞 | 屋外広告物部門 | 松翁軒観光通り店 |
| | | 梅月堂本店 |
| | 夜間景観部門 | 稲佐山電波塔 |
| | テーマ部門 | 長崎電気軌道310号「みなと」 伊良林1丁目の路地 |



写真：2017 第 20 回都市景観賞の表彰式の様子

12.大規模な屋外広告物

景観計画において、市全域における「大規模屋外広告物」を対象とした表示に関する景観形成基準を定め良好な広告景観を誘導します。大規模屋外広告物の表示等について市長の許可を受ける場合は、この景観計画に定める基準に適合することが必要です。

●対象行為（大規模広告物の定義）

| 行為内容 | 対象規模 |
|-----------------------|---|
| 大規模屋外広告物の表示、設置、変更又は改造 | <ul style="list-style-type: none"> ・1事業所等につき表示面積の合計が10㎡を超える屋外広告物で、次のいずれかに該当するもの ・広告塔、ポール型広告で、高さが10mを超えるもの又は1面の表示面積の総合計が15㎡を超えるもの ・建築物に付随する広告物で、建築物の軒の高さから5mを超えるもの又は1面の表示面積の総合計が15㎡を超えるもの ・高さが20m（ただし、市街化区域外では13m）を超える建築物に付随するもの |

●大規模屋外広告物の景観形成基準（市全域において適合することが必要です）

①共通要件

| 項目 | 景観形成基準 |
|-----|---|
| 位置 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちなみ景観を構成する一員として、周辺のまちなみから突出しないように努めること ・遠景の山々又は海面若しくは景観資源に対する道路又は眺望場所（視点場）からの眺望を損なわないように、道路境界からの後退や高さを抑えるように努めること ・建築物に付随する場合は、建築物とのバランスを崩さず、建築物の前面に突出しない位置となるよう努めること |
| 表示 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化財、史跡の周辺等、景観上重要な地点では、屋外広告物の掲出は極力行わないように努めること ・複数表示する場合は、大きさをそろえるか又は集合化に努めること |
| 意匠 | <ul style="list-style-type: none"> ・記号化又は図案化によって文字数を減らし、シンプルにまとめるよう努めること ・周囲の良好な自然景観を阻害しないよう配慮すること |
| 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> ・広告物の地色は、マンセル表色系の彩度7以下のものとする |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・広告物の破損や塗料の剥げ落ち等による景観阻害を生じないよう努めること ・不用な看板を放置しないよう努めること |

②個別要件

| 種別 | 景観形成基準 |
|----------------|--|
| 屋上広告 | <ul style="list-style-type: none"> ・塔状の広告物は設置しない。 ・建築物の塔屋部には設置しない。 ・支柱は、遮蔽する。 ・裏面は、覆いや塗装などを施す。 |
| 突出広告 ポール型広告 | <ul style="list-style-type: none"> ・広告物が複数ある場合は、形状を統一する。統一できない場合は、集合化する。 |

13. 景観形成重点地区内における屋外広告物の許可基準

特に歴史的な特徴のある地区など、重点的に景観の保全や誘導を行う地区である景観形成重点地区においては、通常の規制基準のほか、景観特性に合わせて設定した、地区毎の屋外広告物の基準を定めています。景観形成重点地区における屋外広告物の表示等について市長の許可を受ける場合は、この基準に適合することが必要です。

● 対象行為

| 行為内容 | 対象規模 |
|-----------------------------|--------------------------------|
| 特徴のある地区内の屋外広告物の表示、設置、変更又は改造 | ・1事業所等につき表示面積の合計が、10㎡を超える屋外広告物 |

※屋外広告物の種類及び規格は、長崎市屋外広告物条例施行規則（平成9年規則第6号）第10条による。

● 景観形成重点地区内における屋外広告物の景観形成基準

①「東山手・南山手地区」における屋外広告物の景観形成基準

| 地区区分 | 景観形成基準 |
|------|--|
| 全域 | <ul style="list-style-type: none"> ・広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。 ・屋上広告は設置しない。 ・地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。 |

②「中島川・寺町地区」における屋外広告物の景観形成基準

| 地区区分 | 景観形成基準 |
|----------------------|---|
| 全域 | <ul style="list-style-type: none"> ・広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。 |
| 風頭緑のゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・突出広告、屋上広告は設置しない。 ・建築物等の塔屋部には広告物を設置しない。 |
| 寺町通り歴史のゾーン まちのゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・突出広告は、集合化する。 ・建築物の1、2階部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。 ・建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。 |
| 中島川水辺ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・屋上広告は設置しない。 ・突出広告は、集合化する。 ・広告塔、広告板、屋上広告、地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。 |

③「館内・新地地区」における屋外広告物の景観形成基準

| 地区区分 | 景観形成基準 |
|-----------|--|
| 全域 | <ul style="list-style-type: none"> ・広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。 |
| 唐人屋敷ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・和風・中国風の賑わいを演出する趣のあるものとする。 ・建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。 |
| 広馬場商店街ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・大正レトロ風の賑わいを演出する趣のあるものとする。 ・建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。 |
| 新地ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・中国風の賑わいを演出する趣のあるものとする。 ・建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。 |

④「平和公園地区」における屋外広告物の景観形成基準

| 地区区分 | 景観形成基準 |
|--------------------------------------|---|
| 全 域 | ・広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。 |
| 公園ゾーン | ・松山町交差点から松山高架橋間及び長崎電気軌道の軌道境界及び停留所の敷地境界から 1.5m以内は、広告物を設置しない（ただし、自家用広告物を除く）。 ・屋上広告、突出広告、ネオン管その他の照明を使用する広告物は設置しない。 |
| 住宅地ゾーン 文教ゾーン 天主堂ゾーン 運動公園ゾーン | ・屋上広告、ネオン管その他の照明を使用する広告物は設置しない。 |
| 商店街ゾーン | ・賑わいを演出する趣のあるものとする。 ・屋上広告、ネオン管その他の照明を使用する広告物は設置しない。ただし、3 階以下の部分に設置・表示するものを除く。 |
| 沿道ゾーン | ・長崎電気軌道の軌道境界及び停留所の敷地境界から 1.5m以内は、広告物を設置しない（ただし、自家用広告物を除く）。 ・屋上広告、ネオン管その他の照明を使用する広告物は設置しない。ただし、3 階以下の部分に設置・表示するものを除く。 |

⑤「外海地区、深堀地区、高島北溪井抗跡地区」における屋外広告物の景観形成基準

| 地区区分 | 景観形成基準 |
|------|---|
| 全 域 | ・広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。 ・屋上広告は設置しない。 ・建築物等の塔屋部には広告物を設置しない。 |

長崎市の景観行政のあゆみ

| | |
|-------------|---|
| 昭和63年12月20日 | 長崎市都市景観条例制定 |
| 昭和64年1月1日 | 長崎市都市景観条例施行 |
| 平成元年2月20日 | 長崎市都市景観審議会設置 |
| 平成2年4月1日 | 長崎市都市景観条例施行規則施行 |
| 平成2年4月5日 | 長崎市都市景観基本計画告示 |
| 平成3年8月1日 | 都市景観対策室設置 |
| 平成4年3月2日 | 東山手地区・南山手地区景観形成地区指定告示、都市景観アドバイザー制度創設 |
| 平成6年3月1日 | 景観形成対象物「池上正則氏住宅」指定告示 |
| 平成6年3月18日 | 中島川・寺町地区景観形成地区指定告示 |
| 平成6年4月1日 | 都市景観課へ改組 |
| 平成8年12月24日 | 長崎市屋外広告物条例制定 |
| 平成8年12月24日 | 長崎市屋外広告物審議会設置 |
| 平成9年4月1日 | 長崎市屋外広告物条例施行 |
| 平成13年8月24日 | 平和公園地区景観形成地区指定告示、長崎港内港地区都市景観誘導基準策定 |
| 平成18年3月1日 | 館内・新地地区景観形成地区指定告示 |
| 平成20年3月11日 | 景観形成対象物（江崎べっ甲店、小野原本店、料亭富貴楼、常岡歯科診療所）指定告示 |
| 平成23年4月1日 | 長崎市景観条例改正施行、長崎市景観基本計画改訂施行、長崎市景観計画施行、長崎市屋外広告物条例改正施行、景観重要建造物（池上正則氏住宅、江崎べっ甲店、小野原本店、料亭富貴楼、常岡歯科診療所）指定告示 |
| 平成24年3月9日 | ながさきデザイン会議設置要綱制定、ながさきデザインアドバイザー設置要綱制定 |
| 平成24年4月1日 | 長崎市景観計画変更施行（外海及び深堀地区を景観形成重点地区に指定追加） |
| 平成24年6月1日 | 景観重要建造物（大野氏石堀、植木氏石堀、山崎氏石堀）指定告示 |
| 平成25年6月5日 | 景観重要建造物（樋口家表門及び石堀）指定告示 |
| 平成26年4月1日 | 長崎市景観計画変更施行（高島北溪井抗跡地区を景観形成重点地区に指定追加）、景観重要建造物（小菅修船場跡周辺遺構、三菱造船所 第三船渠、三菱造船所 ジャイアント・カンチレバークレーン、三菱造船所 旧木型場（史料館）、三菱造船所 占勝閣）指定告示 |
| 平成27年4月1日 | 長崎市景観計画変更施行（中島川・寺町地区の水辺のゾーンの建物高さ改正） |
| 平成27年9月1日 | 景観重要建造物（料亭春海、吉田家住宅主屋及び長屋門、日本基督教団長崎教会）指定告示 |
| 平成28年5月 | 環長崎港夜間景観向上基本計画策定 |
| 平成29年2月1日 | 長崎市景観計画変更施行（外海地区景観形成重点地区の区域拡大及びそれに伴う景観形成基準の変更） |
| 平成29年2月15日 | 景観重要建造物（深堀陣屋跡石積及び門柱）指定告示 |
| 平成30年1月1日 | 長崎市景観計画変更施行（外海地区景観形成重点地区の地区及びゾーンの変更並びに区域拡大） |



長崎市の**景観**まちづくり

[発行]

長崎市桜町2-22

長崎市 まちづくり部 景観推進室

☎ 電話 095 - 822 - 8888

☎ FAX 095 - 829 - 1175

長崎市 景観

検索

